

外貨定期預金規定（非自動継続、自動解約入金）《通帳制》

1.（外為法の遵守）

外貨定期預金（非自動継続、自動解約入金）《通帳制》（以下「この預金」といいます。）は、日本における「外国為替及び外国貿易法」または同法に基づく命令規則等に従って取扱います。

2.（取扱店）

この預金は、当店に限り、預入れまたは解約ができます。

3.（預入れ）

- (1)この預金への預入れは、当社所定の金額以上とします。
- (2)預入れのときは、必ずこの通帳を持参してください。

4.（預金の支払い時期等）

- (1)この預金は、通帳記載の満期日以降に利息とともに支払います。
- (2)自動解約入金の約定のある場合は、通帳記載の満期日に解約し、利息とともにあらかじめ指定された預金口座（以下「指定口座」といいます。）に入金します。ただし、指定口座に入金できない場合には、満期日以降に第9条第2項の方法により支払います。

5.（外国為替市場閉鎖日の取扱い）

外国為替市場閉鎖の日には、当社がやむを得ないものと認めて払戻しをする場合以外は、この預金の預入れ、払戻し、書替継続はいたしません。上記例外的に払戻しをする場合、為替レートは仮レートで計算し、再び外国為替市場が開かれた営業日に当社所定の為替相場で精算します。また、臨時に外国為替市場が開かれない場合も同様の取扱いとします。

6.（為替相場、手数料）

- (1)この預金の預入れまたは支払いを、他の通貨を対価として行う場合は、当社所定の為替相場により換算します。ただし、為替予約が締結されている場合には、その相場によります。
- (2)この預金の預入れまたは支払いに際しては、当社所定の手数料をいただくことがあります。

7.（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第9条第4項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第4項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当社はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8.（取引の制限等）

- (1)当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2)前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3)前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ロンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたとき当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

9.（預金の解約等、書替継続）

- (1)この預金は、当社がやむを得ないものと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2)この預金を解約（ただし、第4条第2項の満期日自動解約による入金の場合を除きます。）または書替継続するときは、当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (3)次の各号の一つにでも該当した場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
 - ②この預金がマネー・ロンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④当社が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、預金者について確認した事項、および前条第1項に定める当社からの通知等による各種確認や提出された資料に関し、虚偽であることが判明した場合
 - ⑤上記①～④に疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認の要請に応じない場合
 - ⑥前条第1項および第2項に定める取引等の制限が1年以上に渡って解除されない場合
- (4)前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。
 - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
 - A. 暴力団
 - B. 暴力団員
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - F. その他前各号に準ずる者
 - ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - E. その他前各号に準ずる行為

10.（外貨現金等による受払い）

- (1)外貨現金による受入れおよび支払いは、お取扱いしていません。
- (2)旅行小切手（T/C）による受入れおよび支払いはお取扱いしていません。
- (3)補助通貨による受入れおよび支払いはいたしません。

11.（利息）

- (1)この預金の利息は、預入れ日から満期日の前日までの期間について、通帳記載の利率および当社所定の方法により計算します。
- (2)この預金の付利単位は、預入通貨の10通貨単位とします。ただし、通貨によっては、預入れ通貨の1,000通貨単位とする場合があります。
- (3)この預金を第9条第1項および第9条第3項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入れ日から解約日の前日までの期間について解約日における当社所定の利率、方法によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4)満期日以降の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について、解約日における当社所定の利率、方法によって計算し、この預金とともに支払います。

12.（この預金の預入れに為替予約を使用する場合）

- (1)この預金への預入れに為替予約を使用する場合は、当社所定の申込書記載内容により行います。もし記載内容通りの預入れを行わない場合、それにより生じた手数料、費用、損害については預金申込者が負担するものとします。
- (2)上記為替予約はこの預金の預入れ時に必ず実行することとし、この預金と為替予約を別々に処分することはできません。またこの為替予約を他に譲渡したり、この預金以外の取引に使用することもできません。

13.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- (1)通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3)通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、再発行する場合には、当社所定の手数料を支払ってください。
- (4)届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を送付した場合には、延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- (5)預金口座の開設等の際には、当社は法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法によって当店に届け出てください。

14. (印鑑照合等)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名・暗証）を届出の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

15. (譲渡、買入れの禁止)

- (1)この預金および通帳は、譲渡または買入れすることはできません。
- (2)当社がやむをえないと認めて買入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

16. (当社による相殺、払戻充当)

当社が預金者に対し、弁済期の到来している債権を有するときは、この預金を解約のうへ、いつでも当社所定の方法により相殺し、または弁済に充当できるものとします。

17. (準拠法、裁判管轄権)

この規定の解釈は日本の法律に従って行われるものとし、この預金ならびにこの規定に関し紛争が生じた場合には、当社本店または当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

18. (成年後見人等の届け出)

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
- (4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5)前4項の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

19. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1)第4条第1項および第2項にかかわらず、この預金は、満期日が未到来であっても、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当社に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうへ、通帳は直ちに当社に提出して下さい。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ②前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当致します。
 - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定できるものとします。
- (3)第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当社は請求しないものとします。
- (4)第1項により相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5)第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

20. (規定の変更等)

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前項の変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上
(2020年4月1日現在)